

歳入 用語の解説

〔自主財源〕

町が自主的に収入できる財源

- **町税**：町民の皆さんに納めていただいた税金（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税）

- **繰入金**：基金や特別会計から一般会計へ繰り入れたお金

- **繰越金**：前年度から繰り越したお金

〔依存財源〕

国や県から交付される財源など

- **地方譲与税等**：国税として徴収した租税を国が一定基準により町に譲与する地方譲与税の他、地方消費税交付金や自動車取得税交付金などの交付金
- **地方交付税**：国の所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額が、基準に基づいて国から町へ交付されるお金

- **国庫・県支出金**：町が行う特定の事務事業に対して国（県）から交付される補助金、負担金、委託金など

- **町債**：事業などを行うために国や金融機関などから借り入れたお金

歳出 用語の解説

- **議会費**：議会の活動に要する経費

- **総務費**：一般的な管理事務、徴税事務、住民窓口事務などが通常必要とする総合的な事業費

- **民生費**：子育て支援や高齢者福祉、障害者福祉など

- **衛生費**：各種予防接種や健康診断、母子保健、公害対策、環境衛生など

- **労働費**：就労支援に要する経費

- **農林水産業費**：農林道の管理や農林業の振興、農業委員会経費など

- **商工費**：商工業や観光の振興など

- **土木費**：町道や河川、町営住宅の維持管理など

- **消防費**：消防団活動経費や防火水槽の設置など

- **教育費**：学校教育費、生涯学習費、生涯スポーツ費など

- **公債費**：借入金（町債）の元金や利子の支払い

- **諸支出金**：各種基金積立金

平成26年度決算に基づく「身延町健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。

平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率の現状

項目	比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－	14.17%	実質黒字比率 8.07%
連結実質赤字比率	－	19.17%	連結実質黒字比率 11.44%
実質公債費比率	5.8%	25.0%	
将来負担比率	－	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、赤字が生じていないため「－」で表示

平成26年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況

会計名	比率	経営健全化基準
身延町簡易水道事業特別会計	－	20.0%
身延町農業集落排水事業等特別会計	－	20.0%
身延町下水道事業特別会計	－	20.0%
身延町下部奥の湯温泉事業特別会計	－	20.0%
身延町土地開発事業特別会計	－	20.0%

※資金不足比率については、すべての会計において赤字が生じていないため「－」で表示

- **健全化判断比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のこと。

- **早期健全化基準**：健全化判断比率に設けられた基準で、4指標のうち1つでもこの基準を越えると、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化をしなければならぬ。

- **実質赤字比率**：福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

- **連結実質赤字比率**：すべての会計の収支額を合算したうえで、町の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

- **実質公債費比率**：一般会計等の借入金返済額及びこれに準じる負担額、特別会計の借入額に対する負担額などを合算して指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。

- **将来負担比率**：一般会計等の借入金残高、特別会計等の借入金残高や一部事務組合等の借入金残高に対する一般会計負担見込額など、各負債に対して一般会計等が将来負担する可能性のある額の大きさを指標化し、将来の財政の圧迫度を示すもの。

- **資金不足比率**：公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示したものである。

の。